

(固定資産)	1,628,252	長期前受収益	342
資産買取事業資産	1,611,823	退職給与引当金	38
買取資産	1,705,344	(負債合計)	1,964,684
貸倒引当金	△ 93,520	(欠損金)	△ 323,664
有形固定資産	22	繰越欠損金	△ 476,495
建物	12	当期利益金	152,830
工具・器具・備品	10	(資本合計)	△ 323,664
無形固定資産	0		
投資その他の資産	16,406		
特定協定銀行貸付金	16,400		
敷金・保証金	6		
(繰延資産)	743		
機構債発行費	55		
機構債発行差金	688		
資産合計	1,641,020	負債・資本合計	1,641,020

注) 各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)	149,398	(経常収益)	302,229
資産買取事業費	39,360	資産買取事業収入	52,925
買取資産損	38,876	買取資産収入	23,781
買取資産事務費	333	買取資産益	29,144
管理回収業務委託費	149	特定協定銀行納付金収入	54,491
一般管理費	1,000	協定銀行納付金収入	65,947
貸倒引当金繰入	93,520	特定協定銀行貸付金利息収入	191
事業外費用	15,517	協定銀行貸付金利息収入	0
借入金利息	213	貸倒引当金戻入	128,362
機構債利息	13,969	事業外収益	311
借入金事務費	0		
機構債事務費	41		
機構債発行費償却	944		
機構債発行差金償却	348		

(特別損失)			
固定資産除却損	0		
(当期利益金)	152,830		
合計	302,229	合計	302,229

注1 当期利益金152,830百万円は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第2号）第25条第2項の規定により、繰越欠損金を減額して整理する。

2 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 13百万円

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債務者が経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債権及び債務者は経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債権については、債権額から担保等による回収見込額並びに債務者の財政状態及び経営成績を考慮した回収見込額を減額し、その残額について貸倒引当金を計上している。上記以外の債権については合理的と認められた貸倒率に基づき計上している。

(2) 退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延資産の処理方法

①機構債発行費

3年間（機構債の償還期限内）で均等償却している。

②機構債発行差金

機構債の償還期限までの期間で均等償却している。

(3) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

(4) その他

① 金融機能の再生のための金融措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条の規定による特定協定銀行からの納付金について、特定協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成19年度分納付金納付申告書の提出を平成20年6月3日に受けた。整理回収機構では、平成19事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第4条第2項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、29,682百万円の見込みである。

② 廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第5号）第3条の規定による協定銀行からの納付金について、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成19年度納付金納付申告書の提出を平成20年5月30日に受けた。整理回収機構では、平成19事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第4条第2項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、90百万円の見込みである。

金融機能早期健全化勘定

貸借対照表
(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	1,606,215	(流動負債)	400,363
現金・預金	38	預金保険機構債 (1年内償還)	400,000
短期貸付金	1,480	未払金	2
有価証券	1,602,626	未払費用	180
仮払金	41	前受収益	180
未収収益	2,029	(固定負債)	1,000,326
未収金	0	預金保険機構債	1,000,000
(固定資産)	1,255,401	長期前受収益	323
有形固定資産	3	退職給与引当金	2
建物	3	(負債合計)	1,400,690
工具・器具・備品	0	(剰余金)	
無形固定資産	0	利益剰余金	1,461,170
投資その他の資産	1,255,397	積立金	738,683
協定銀行貸付金	1,255,396	当期利益金	722,487
敷金・保証金	1	(資本合計)	1,461,170
(繰延資産)			
機構債発行差金	243		
資産合計	2,861,860	負債・資本合計	2,861,860

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

損益計算書

(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)	12,799	(経常収益)	735,287
一般管理費	63	協定銀行納付金収入	711,120
事業外費用	12,735	協定銀行貸付金利息収入	10,740
機構債利息	12,494		

機構債事務費	59	事業外収益	13,426
機構債発行差金償却	181		
(特別損失)			
固定資産除却損	0		
(当期利益金)	722,487		
合計	735,287	合計	735,287

(注) 1. 当期利益金722,487百万円は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第3号）第8条第1項の規定により、次期の積立金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

- 有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産 3百万円
- 引当金の計上基準
退職給与引当金
役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。
- その他財務諸表作成のための重要な事項
 - 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
 - 繰延資産の処理方法
機構債発行差金
機構債の償還期限までの期間で均等償却している。
 - 収益・費用の計上基準
発生主義によっている。
 - その他

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第143号）第13条の規定による協定銀行からの納付金について、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成19年度納付金納付申告書の提出を平成20年5月30日に受けた。整理回収機構では、平成19事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第4条第2項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、5,980百万円の見込みである。

金融機能強化勘定

貸借対照表
(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	431	(流動負債)	37,472
現金・預金	105	短期借入金	37,200
短期貸付金	64	未払金	1
未収収益	261	未払費用	271
未収金	0	(固定負債)	9,001
(固定資産)	46,600	長期借入金	9,000
有形固定資産	0	退職給与引当金	1
建物	0	(負債合計)	46,474
工具・器具・備品	0	(剰余金)	
投資その他の資産	46,600	利益剰余金	557
協定銀行貸付金	46,600	積立金	446
敷金・保証金	0	当期利益金	111
		(資本合計)	557
資産合計	47,031	負債・資本合計	47,031

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

損益計算書
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)	460	(経常収益)	571
協定銀行損失補填金	82	協定銀行納付金収入	227
一般管理費	34	協定銀行貸付金利息収入	343
事業外費用		事業外収益	0
借入金利息	343		
(当期利益金)	111		
合計	571	合計	571

(注) 1. 当期利益金111百万円は、預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令(平成16年内閣府財務省令第3号)第4条第1項の規定により、次期の積立金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

- 有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産 0百万円
- 引当金の計上基準
退職給与引当金
従業員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。
- その他財務諸表作成のための重要な事項
 - 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
 - 収益・費用の計上基準
発生主義によっている。
 - その他
 - 改正前の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成14年法律第190号)第29条の規定による協定銀行からの納付金について、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成19年度納付金納付申告書の提出を平成20年5月30日に受けた。整理回収機構では、平成19事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第4条第2項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。
これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、235百万円の見込みである。
 - 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)第40条の規定による協定銀行に対する損失補てんについて、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成19年度損失補てん金交付申請書の提出を平成20年5月30日に受けた。整理回収機構では、平成19事業年度で収益処理されているが、当機構では会計規程第4条第2項の規定に基づき翌事業年度の費用となる。
これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、70百万円の見込みである。
- 主たる事務所の所在地、ディスクロージャー担当部署及びその電話番号
 - 所在地 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
 - 担当部署 総務部総務課
 - 電話番号 03-3212-6030
- 平成19事業年度の事業報告の概要
 - 預金保険法に基づく業務
 - 保険料収納の状況
一般保険料 5,667億円
 - 資金援助発動の状況
金銭贈与の増減額等を行った件数及び金額

分割贈与及び増額	17件	12億円
減額	19件	9億円

- ③ 金融危機に対応するための措置に基づく業務の概要
預金保険法第129条第1項に基づく、特別危機管理銀行からの資産の買取実施

実 施 日	買取資産簿価	買 取 価 格
平成20年3月31日	599億円	132億円
(平成18年2月6日)	(911億円)	(235億円)
(平成17年3月22日)	(3,978億円)	(564億円)
(平成16年8月23日)	(360億円)	(51億円)

- (2) 財産調査・責任追及の状況

- ① 預金保険法等に基づく財産調査実績

	平成19年度	累 計
調査(着手)件数	163件	2,057件
上記のうち立入調査件数	19件	413件
確認(隠匿)資産額	186億円	7,051億円

- ② 告発等刑事責任追及の状況

		平成19年度	累 計
告 発 件 数		8 件 (16名)	311件 (650名)
内 訳	競売妨害等の借り手に関する事案	8 件 (16名)	274件 (545名)
	背任等の貸し手に関する事案	0 件 (0名)	37件 (105名)

4. 国からの出資金、補助金等の額(平成20事業年度予算)

	出資金	補助金	政府保証枠
一般勘定	—	—	19兆円
危機対応勘定	—	—	17兆円
金融再生勘定	—	—	5兆円
金融機能強化勘定	—	—	2兆円

5. 関連会社一覧

会 社 名	出 資 額	機構の出資比率
㈱整理回収機構	2,120億円	100.0%
㈱第二日本承継銀行	21.2億円	100.0%

6. 組織の概要

- (1) 役員 の 状 況

(平成20年8月1日現在)

氏 名	役 職	任 期	最 終 官 職
永田 俊一	理事長	平成16年6月24日～ 平成22年6月23日	日本銀行政策委員会大蔵省 代表委員
廣瀬 権	理 事	平成13年9月8日～ 平成21年9月7日	大阪府警察本部長
波多野睦夫	同	平成17年9月8日～ 平成21年9月7日	
田邊 昌徳	同	平成17年10月1日～ 平成21年9月30日	
新堀 敏彦	同	平成20年6月26日～ 平成22年6月25日	仙台高等検察庁総務部長
飯田小夜子	監 事 (非常勤)	平成19年4月1日～ 平成21年3月31日	

- (2) 職員 の 状 況

363人(平成19事業年度未定数)

石炭鉱業年金基金平成19事業年度決算等に関する公告

平成20年8月29日

東京都千代田区有楽町1丁目6番6号

石炭鉱業年金基金

理事長 中島 太郎

1. 平成19事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

貸 借 対 照 表 の 要 旨

(年金経理)

(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	607,480	流 動 負 債	464
現 金 ・ 預 金	549,125	未 払 金	392
未 収 金	700	預 り 金	71
未 収 収 益	58,022	支 払 準 備 金	201,306
貸 倒 引 当 金 △	368	責 任 準 備 金	14,246,200

投資資産	19,686,673	投資資産評価調整額	322,064
特定金銭信託	2,406,442	基本金	5,524,119
指定金銭信託	1,591,132	別途積立金	5,851,325
有価証券	15,689,098	当期不足金	327,206
資産合計	20,294,154	負債・資本合計	20,294,154

注) 本表中の数値は千円未満を切捨てたものであり、科目の積上げ値はその合計値と必ずしも一致しない。

損益計算書の要旨
(年金経理) (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) (単位:千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
事業支出	1,207,835	事業収入	1,069
年金給付	1,202,281	掛金	1,069
一時金給付	5,554	事業外収入	16
繰入金	93,661	前期末支払準備金	208,197
業務会計へ繰入	93,661	前期末責任準備金	15,847,338
事業外支出	634,824	当期不足金	327,206
当期末支払準備金	201,306		
当期末責任準備金	14,246,200		
合計	16,383,827	合計	16,383,827

注) 本表中の数値は千円未満を切捨てたものであり、科目の積上げ値はその合計値と必ずしも一致しない。

貸借対照表の要旨
(業務経理業務会計) (平成20年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	74,943	流動負債	785
現金・預金	5,714	未払金	12
保管有価証券	68,967	未払費用	370
前払費用	249	預り金	402
未収収益	12	引当金	72,422
固定資産	17,226	退職給与引当金	72,422
器具及び備品	118	基本金	18,962
電話加入権	133		
敷金保証金	16,975		
資産合計	92,170	負債・資本合計	92,170

注) 本表中の数値は千円未満を切捨てたものであり、科目の積上げ値はその合計値と必ずしも一致しない。

損益計算書の要旨
(業務経理業務会計) (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) (単位:千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
事業支出	93,975	事業収入	313
一般管理費	93,975	利息・配当金	313
		受入金	93,661
		年金経理からの受入金	93,661
		事業外収入	0
合計	93,975	合計	93,975

注) 本表中の数値は千円未満を切捨てたものであり、科目の積上げ値はその合計値と必ずしも一致しない。

重要な会計方針等

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券
償却原価法を採用している。
 - その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用している。
時価のないもの
移動平均法に基づく原価法を採用している。
- 特定金銭信託及び指定金銭信託の評価方法
 - 売買目的有価証券
期末日の市場価格に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用している。
 - その他有価証券
期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用している。
- 固定資産の減価償却方法
法人税法の耐用年数を採用し、定額法により行っている。
なお、減価償却累計額は次のとおりである。
器具及び備品 1,735千円
- 引当金の計上基準
退職給与引当金
役員員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額の全額を計上している。

- 5 その他財務諸表作成のための重要な事項
消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
- 6 ファイナンス・リース取引に係る注記

器具及び備品

取得価額相当額	5,668千円
減価償却累計額相当額	1,779千円
期末残高相当額（未経過リース料期末残高相当額）	3,888千円
（内1年以内の金額）	（1,431千円）
当期の支払リース料（減価償却費相当額）	1,734千円

減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっている。
なお、上記注記は利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっている。

2. 主たる事務所の所在地、ディスクロージャー担当部署及びその電話番号

- (1) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区有楽町1丁目6番6号
(2) ディスクロージャー担当部署 総務部総務課及び総務部財務課
(3) 電話番号 03-3502-0396（代表）

3. 平成19事業年度事業報告及び平成20事業年度事業計画の概要

事 項	平成19事業年度実績		平成20事業年度計画	
1. 適 用				
(1) 会 員 数	5		5	
(2) 事 業 所 数	5		5	
(3) 坑 内 員 数	279人		254人	
(4) 坑 外 員 数	167人		144人	
2. 給 付				
(1) 老 齢 年 金				
坑内員老齢年金	10,699人	1,132,553千円	10,447人	1,107,905千円
坑外員老齢年金	965人	69,727千円	903人	70,470千円
計	11,664人	1,202,281千円	11,350人	1,178,375千円
(2) 一 時 金				
坑内員死亡一時金	5人	1,138千円	12人	3,498千円
坑外員死亡一時金	1人	763千円	0人	0千円
計	6人	1,901千円	12人	3,498千円
坑内員脱退一時金	7人	1,572千円	8人	1,417千円
坑外員脱退一時金	9人	2,080千円	9人	2,081千円
計	16人	3,652千円	17人	3,498千円
(3) 給 付 合 計		1,207,835千円		1,185,371千円
3. 掛 金		1,069千円		1,187千円

(注) 本表中の金額は千円未満を切捨てたものであり、個々の積上げ金額はその合計金額と必ずしも一致しない。

4. 国からの出資金、補助金等の額（平成20事業年度予算）
国からの出資金、補助金等の額 なし

5. 組織の概要

(1) 役員の氏名、役職及び任期

（平成20年7月1日現在）

氏 名	役 職	任 期		最 終 官 職
		始	終	
中島 太郎	理 事 長	平成14年2月25日	平成21年10月13日	—
高山 厚史	常 務 理 事	平成9年10月2日	平成21年10月13日	—
山本 義隆	監 事	平成20年5月30日	平成21年10月13日	—

(2) 職員数（平成20年3月末定員）

6名

農水産業協同組合貯金保険機構平成19事業年度決算に関する公告

平成20年8月29日

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

農水産業協同組合貯金保険機構

理事長 東 久雄

1. 平成19事業年度の貸借対照表及び損益計算書の概要

一般勘定

貸 借 対 照 表

（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	255,993	流 動 負 債	4
現 金 ・ 預 金	9,350	未 払 金	3
有 価 証 券	246,296	預 り 金	1
仮 払 金	14	固 定 負 債	256,357
前 払 費 用	5	責 任 準 備 金	256,271
未 収 収 益	326	退 職 給 与 引 当 金	85
未 収 金	0	（ 負 債 合 計 ）	256,362
固 定 資 産	668	資 本 金	300
資 金 援 助 事 業 資 産	591	政 府 出 資 金	75
貸 付 金	617	日 本 銀 行 出 資 金	75
求 償 権	2,747	民 間 出 資 金	150
貸 倒 引 当 金	△ 2,773	（ 資 本 合 計 ）	300

協定債権回収会社事業資産			
協定債権回収会社貸付金	14		
被管理農水産業協同組合貸付金	0		
貯金等払戻資金貸付金	25		
貸倒引当金	△ 25		
有形固定資産	18		
建物	16		
工具・器具・備品	1		
投資その他の資産			
敷金・保証金	45		
資産合計	256,662	負債・資本合計	256,662

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	18,519	経常収益	18,519
資金援助事業費		保険料収入	
資産買取業務委託費	16	保険料	12,054
過年度保険料払戻金	0	資金援助事業収入	
一般管理費	509	受取利息	4
一般管理費	490	協定債権回収会社事業収入	1,464
退職給与引当金繰入	16	協定債権回収会社納付金収入	1,462
減価償却費	2	協定債権回収会社貸付金利息収入	2
責任準備金繰入	15,194	資産運用収入	2,189
貸倒引当金繰入	2,798	貸倒引当金戻入	2,798
当期利益金	0	事業外収益	7
合計	18,519	合計	18,519

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価は、総平均法による原価法。
2. 有形固定資産の償却は定額法。減価償却累計額 10百万円。

3. 貸倒引当金は、破産、民事再生等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額等を控除し、その残額を計上。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上。

上記以外の債権については、合理的と認める貸倒率に基づき計上。

4. 退職給与引当金は、役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上。
5. 責任準備金は、農水産業協同組合貯金保険法施行規則第15条第1項に基づき保険料、受取利息等の収益の合計額から保険金、資金援助費用、その他の費用の合計額を控除した金額を積立。
6. 消費税の会計処理方法は税込方式。

2. 主たる事務所の所在地、ディスクロージャー担当部署及びその電話番号

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル

総務部総務班 03-3285-1270

3. 平成19事業年度の事業報告の概要

農水産業協同組合貯金保険法に基づく業務

① 保険料収納の状況

保険料 12,054百万円

② 資金援助に係る貸付金の状況

貸付金残高 617百万円

③ 協定債権回収会社に係る貸付金の状況

貸付金残高 14百万円

④ 被管理農水産業協同組合に係る貸付金の状況

貸付金残高 25百万円

4. 国からの出資金、補助金等の額(平成20事業年度予算)

	出資金・補助金	政府保証借入金
一般勘定		

5. 関連会社

なし

6. 組織の概要

(1) 役員 の 状況

定員 理事長 1人、理事 1人、監事 1人

(平成20年8月1日現在)

氏 名	役 職	任 期	最 終 官 職
東 久雄	理事長	平成16年10月1日～平成22年9月30日	農林水産省農林水産審議官
船本 博昭	理事	平成18年11月1日～平成20年10月31日	近畿中国森林管理局長
前田 勝己	監事	平成14年5月1日～平成22年4月30日	

(2) 職員 の 状況

平成19事業年度末定員 20人

平成19年度国家公務員共済組合連合会の決算に関する公告

平成20年8月29日

東京都千代田区九段南1丁目1番10号
 国家公務員共済組合連合会 理事長 尾原 榮夫

1 長期経理

貸借対照表の要旨

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

借 方		金 額	貸 方		金 額
流動資産		169,224	流動負債		5,741
現金・預金	50,159		未払金	5,655	
その他	119,065		その他	85	
固定資産		8,650,700	剰余金		8,814,183
投資その他の資産	8,650,700		長期給付積立金	8,814,183	
資産合計			8,819,925	負債・純資産合計	

備考：記載金額は、単位未満を切り捨てて計上している。(以下同じ。)

損益計算書の要旨

(自 平成19年4月1日
 至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

損 失		金 額	利 益		金 額
経常費用		2,125,225	経常収益		2,095,712
事業費用	2,123,747		事業収益	1,846,017	
給付金	1,673,370		負担金収入	1,119,900	
拠出金	444,363		掛金収入	516,513	
その他	6,012		交付金収入	144,622	
繰入金	1,478		拠出金収入	62,443	
特別損失		49	その他	2,538	
当期利益金		437	運用収入	249,694	
特別利益					29,999
合 計		2,125,712	合 計		2,125,712

(注) 当期利益金437百万円は、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第9条第1項の規定により積立金として整理する。

重要な会計方針等

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 移動平均法による原価法によっている。
- 信託における収益の認識方法
 長期性預金に含まれる包括信託における収益の認識方法は、会計の継続性の観点から次のとおりとしている。
 - 自家運用の包括信託
 発生主義によっている。
 - 委託運用の包括信託
 現金主義によっている。

3. その他財務諸表作成のための重要な事項

- 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

- 組合貸付金の流動化・証券化

組合の貸付経理に対する貸付金については、流動化・証券化を目的としてマスタートラスト方式により全額を信託会社へ信託している。当期末における信託元本残高は567,672百万円であり、うち特定目的会社へ譲渡した受益権は304,800百万円である。なお、信用補完を目的とした劣後受益権の金額は53,023百万円であり、全額連合会が保有している。連合会が保有する受益権については、貸借対照表上「長期貸付金」に計上している。

なお、長期貸付金(証券化したものを含む。)のうち延滞債権額(弁済期限を6ヶ月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高)はない。

- 特定社債の購入

上記(2)の特定目的会社が発行した劣後特定社債4,800百万円を自家運用の包括信託において保有している。

2 業務経理

貸借対照表の要旨

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

借 方		金 額	貸 方		金 額
流動資産		771	流動負債		771
現金・預金	767		未払金	743	
その他	3		その他	27	
固定資産		83	固定負債		1,425
有形固定資産	83		引当金	1,425	
無形固定資産	0		欠損金	△ 1,341	
資産合計			854	負債・純資産合計	

(注) 有形固定資産の減価償却累計額は、178百万円である。

損益計算書の要旨

(自 平成19年4月1日
 至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

損 失		金 額	利 益		金 額
経常費用		4,077	経常収益		4,109
事業費用	4,077		事業収益	2,631	
特別損失	0		その他	1,478	
当期利益金		32	合計		4,109
合計		4,109	合計		4,109

(注) 当期利益金32百万円は、国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)第84条の規定により繰越欠損金を減額して整理する。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法
有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。
なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産 178百万円
2. 引当金の計上基準
退職給与引当金
国家公務員共済組合連合会（以下、連合会とする。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、内規に基づき、連合会に使用される者が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。
3. その他財務諸表作成のための重要な事項
消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
- 3 保健経理

貸借対照表の要旨

（平成20年3月31日現在） （単位：百万円）

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	8,256	流動負債	8,224
現金・預金	8,134	未払金	519
その他	122	受託債権回収預り金	7,694
		その他	9
		固定負債	7
		引当金	7
		基本金	0
		基本金	0
		剰余金	25
		利益剰余金	25
資産合計	8,256	負債・純資産合計	8,256

損益計算書の要旨

（自 平成19年4月1日）
（至 平成20年3月31日） （単位：百万円）

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	6,174	経常収益	6,167
事業費用	122	事業収益	1,474
繰入金	6,052	受入金	4,638
特別損失	0	その他	54
		特別利益	6
合計	6,174	合計	6,174

重要な会計方針等

1. 引当金の計上基準
(1) 退職給与引当金
国家公務員共済組合連合会（以下、連合会とする。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、内規に基づき、連合会に使用される者が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。
2. その他財務諸表作成のための重要な事項
消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
- 4 医療経理

貸借対照表の要旨

（平成20年3月31日現在） （単位：百万円）

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	50,429	流動負債	20,277
未収金	24,864	未払金	18,527
その他	25,564	その他	1,750
固定資産	135,980	固定負債	92,733
有形固定資産	135,929	長期借入金	55,776
無形固定資産	9	引当金	36,956
投資その他の資産	41	基本金	0
繰延資産	254	基本金	0
		剰余金	73,652
		資本剰余金	25,761
		利益剰余金	47,891
資産合計	186,664	負債・純資産合計	186,664

（注）有形固定資産の減価償却累計額は、124,276百万円である。

損益計算書の要旨

（自 平成19年4月1日）
（至 平成20年3月31日） （単位：百万円）

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	150,926	経常収益	156,327
事業費用	149,694	事業収益	149,285
引当金等繰入	234	補助金等収入	4,625
事業外費用	997	受入金	2,121

特別損失		1,824	引当金等戻入	250	
当期利益金		4,040	事業外収益	44	
			特別利益		464,163
合計		156,792	合計		156,792

(注) 当期利益金4,040百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第82条の規定により、欠損金補てん積立金として、さらに残余があるため規則第84条第1項の規定により、積立金として整理する。

重要な会計方針等

- たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法
有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産 124,276百万円
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
未収金の貸倒れによる損失に備えるため、規則第76条の規定により、当該事業年度末未収金残高の10/1000を計上している。
 - 退職給与引当金
国家公務員共済組合連合会（以下、連合会とする。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、内規に基づき、連合会に使用される者が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。
 - 災害補てん引当金
有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備のため、規則第74条の規定により、所要の金額を計上している。
 - 特別修繕引当金
事業に使用している施設について、翌事業年度以降に大規模の修繕をすることを予定しているため、規則第77条の規定により、所要の金額を計上している。
- その他財務諸表作成のための重要な事項
 - 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
 - 繰延資産の処理方法
 - 創業費
5年間で均等償却している。
 - 開発費
5年間で均等償却している。
- 重要な会計方針の変更
特別修繕引当金については、建物取得価額の20%相当額を引当限度額に設定し、限度額に達するまで毎年1%の積立を実施（黒字施設を対象）しているものであるが、「新たな再編・合理化計画」において、平成19年度まで特別修繕引当金繰入を停止することとしているため、本年度は繰入額の計上を行わないこととした。

5 宿泊経理

貸借対照表の要旨

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

借 方		金 額	貸 方		金 額
流動資産		3,714	流動負債		1,808
未収金	913		未払金	1,150	
その他	2,800		その他	658	
固定資産		47,998	固定負債		44,612
有形固定資産	47,966		長期借入金	42,266	
無形固定資産	3		引当金	2,345	
投資その他の資産	28		基本金		0
繰延資産		22	基本金		0
			剰余金		5,313
			資本剰余金	1,287	
			利益剰余金	4,026	
資産合計		51,735	負債・純資産合計		51,735

(注) 有形固定資産の減価償却累計額は、48,788百万円である。

損益計算書の要旨

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

損 失		金 額	利 益		金 額
経常費用		23,295	経常収益		25,309
事業費用	22,488		事業収益	21,372	
引当金等繰入	226		受入金	3,930	
事業外費用	581		引当金等戻入	5	
特別損失		872	事業外収益	1	
当期利益金		1,320	特別利益		178
合計		25,488	合計		25,488

(注) 当期利益金1,320百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第82条の規定により、欠損金補てん積立金として、さらに残余があるため同規則第84条第1項の規定により、積立金として整理する。

重要な会計方針等

- たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品・貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法
有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産 48,788百万円

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
未収金の貸倒れによる損失に備えるため、規則第76条の規定により、当該事業年度末未収金残高の10/1000を計上している。
- (2) 退職給与引当金
国家公務員共済組合連合会（以下、連合会とする。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、内規に基づき、連合会に使用される者が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。
- (3) 災害補てん引当金
有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備のため、規則第74条の規定により、所要の金額を計上している。
- (4) 特別修繕引当金
事業に使用している施設については、翌事業年度以降に大規模な修繕をすることを予定しているため、規則第77条の規定により、所要の金額を計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

- (1) 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
- (2) 繰延資産の処理方法
開発費
5年間で均等償却している。

6 短期財調経理

貸借対照表の要旨

（平成20年3月31日現在） （単位：百万円）

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	300	流動負債	56
現金・預金	202	未払費用	56
その他	98	固定負債	19,971
固定資産	20,025	預託金	19,971
投資その他の資産	20,025	剰余金	298
		利益剰余金	298
資産合計	20,325	負債・純資産合計	20,325

損益計算書の要旨

（自 平成19年4月1日）
（至 平成20年3月31日） （単位：百万円）

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	929	経常収益	934
事業費用	929	運用収入	434
当期利益金	5	補助金等収入	500
合 計	934	合 計	934

（注）当期利益金5百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第84条第1項の規定により、積立金として整理する。

重要な会計方針等

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている。
- 2. その他財務諸表作成のための重要な事項
消費税の会計処理方法
税込方式によっている。

7 財形経理

貸借対照表の要旨

（平成20年3月31日現在） （単位：百万円）

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	1	固定負債	8,525
現金・預金	1	長期借入金	8,525
固定資産	8,525	剰余金	1
投資その他の資産	8,525	利益剰余金	1
資産合計	8,527	負債・純資産合計	8,527

損益計算書の要旨

（自 平成19年4月1日）
（至 平成20年3月31日） （単位：百万円）

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	146	経常収益	147
事業費用	146	事業収益	147
当期利益金	0		
合 計	147	合 計	147

（注）当期利益金0百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第84条第1項の規定により、積立金として整理する。

重要な会計方針等

特記事項なし

8 旧令長期経理

貸借対照表の要旨

（平成20年3月31日現在） （単位：百万円）

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	476	流動負債	476
現金・預金	451	未払金	471
未収金	24	その他	4
資産合計	476	負債・純資産合計	476

損益計算書の要旨

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

損 失		金 額	利 益		金 額
経 常 費 用		4,866	経 常 収 益		4,866
事 業 費 用	4,866		補 助 金 等 収 入	4,866	
特 別 損 失		1	特 別 利 益		1
合 計		4,867	合 計		4,867

重要な会計方針等

その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法
税込方式によっている。

9 旧令医療経理

貸借対照表の要旨

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

借 方		金 額	貸 方		金 額
流 動 資 産		26,863	流 動 負 債		12,411
現 金 ・ 預 金	11,958		未 払 金	10,927	
そ の 他	14,905		そ の 他	1,483	
固 定 資 産		68,949	固 定 負 債		35,030
有 形 固 定 資 産	68,884		投 資 不 動 産 引 当 勘 定	13,778	
無 形 固 定 資 産	0		引 当 金	21,252	
投 資 そ の 他 の 資 産	63		基 本 金		235
繰 延 資 産		262	基 本 金	235	
			剰 余 金		48,397
			資 本 剰 余 金	3,357	
			利 益 剰 余 金	45,039	
資 産 合 計		96,074	負 債 ・ 純 資 産 合 計		96,074

(注) 有形固定資産の減価償却累計額は、74,536百万円である。

損益計算書の要旨

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

損 失		金 額	利 益		金 額
経 常 費 用		88,224	経 常 収 益		89,330
事 業 費 用	87,600		事 業 収 益	89,027	
引 当 金 等 繰 入	136		補 助 金 等 収 入	208	
事 業 外 費 用	487		引 当 金 等 戻 入	69	

特 別 損 失		946	事 業 外 収 益	25	
当 期 利 益 金		1,454	特 別 利 益		1,294
合 計		90,624	合 計		90,624

(注) 当期利益金1,454百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第84条第1項の規定により積立金として整理する。

重要な会計方針等

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。
なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 74,536百万円

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

未収金の貸倒れによる損失に備えるため、規則第76条の規定により、当該事業年度未未収金残高の10/1000を計上している。

(2) 退職給与引当金

国家公務員共済組合連合会（以下、連合会とする。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、内規に基づき、連合会に使用される者が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。

(3) 特別修繕引当金

事業に使用している施設について、翌事業年度以降に大規模の修繕をすることを予定しているため、規則第77条の規定により、所要の金額を計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延資産の処理方法

開発費

5年間で均等償却している。

5. 重要な会計方針の変更

特別修繕引当金については、建物取得価額の20%相当額を引当限度額に設定し、限度額に達するまで毎年1%の積立を実施（黒字施設を対象）していたところであるが、大規模修繕の実施状況等を踏まえ、繰入については当面実施しないこととした。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年3月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、公告します。

平成20年8月29日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 井上 啓一

記

1.(6)②の表中、「関越自動車道の練馬インターチェンジから川越インターチェンジまでの間の各インターチェンジ」を「関越自動車道の練馬インターチェンジから川越インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の坂戸インターチェンジ及び川島インターチェンジ」に改める。

1.(3)③トの次に次のとおり加える。

チ Hokkaido Expressway Pass

(イ) 割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大3日間に、(ニ)に定める路線を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする、出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）第2条の2に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車種	料金の合計額
軽自動車等	5,500円
普通車	7,000円

(ハ) 実施する期間

平成20年10月1日から同年10月31日まで。

(ニ) 適用区間

道央自動車道、札幌自動車道、道東自動車道、一般国道233号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））及び一般国道235号（日高自動車道（苫東道路））。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はETC前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、1.(6)②に係る変更については、平成20年9月1日から実施する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成18年3月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項に基づき、公告します。

平成20年8月29日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 奥田 楯彦

記

1.[3]⑧の次に、次のとおり加える。

「ぶらり中国道・山陰路秋の週末フリーパス」を次のとおり行う。

(1) 割引をする自動車

(4)①に定める各インターチェンジを流入及び流出し、(4)②に定める区間の一部又は全部を周遊若しくは往復する軽自動車等及び普通車のうち、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合は、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

(2) 割引の適用及び割引を適用した後の料金の額

(3)に定める期日のうち割引申込により指定された連続する3日間における(4)③に定める区間の往復通行及び(4)②に定める区間の全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車種	料金の合計額		
	(4)①イ	(4)①ロ	(4)①ハ
軽自動車等	6,500円	5,000円	6,000円
普通車	8,000円	6,500円	7,500円

(3) 実施する期間

平成20年9月5日から平成20年12月8日までの間における金曜日乃至月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に定める休日。

(4) 適用区間

① 出発地及び到着地

イ	高速自動車国道中央自動車道西宮線の茨木インターチェンジ及び高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
ロ	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の岡山インターチェンジから倉敷インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線の岡山総社インターチェンジ
ハ	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の志和インターチェンジから宮島SA仮出入口インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジ及び広島北インターチェンジ並びに一般国道2号（広島岩国道路）の廿日市インターチェンジから大竹インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

② 周遊区間

高速自動車国道中国縦貫自動車道の作東インターチェンジから千代田インターチェンジまでの区間、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線の落合ジャンクションから米子インターチェンジまでの区間、高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線の三刀屋木次インターチェンジから松江玉造インターチェンジまでの区間、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の千代田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間、高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線の宍道ジャンクションから斐川インターチェンジまでの区間、一般国道9号(安来道路)の米子西インターチェンジから東出雲インターチェンジまでの区間及び一般国道9号(江津道路)の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでの区間。

③ 往路及び復路区間

①に定めるインターチェンジと②に定める区間内の各インターチェンジとの区間。

(5) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はETC前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

「大分(だいぶん)お得! ETC周遊フリーパス」を次のとおり行う。

(1) 割引をする自動車

(4)①に定める各インターチェンジを流入及び流出し、(4)②に定める区間の一部又は全部を周遊若しくは往復する軽自動車等及び普通車のうち、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込(以下「割引申込」という。)がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合は、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

(2) 割引の適用及び割引を適用した後の料金の額

(3)に定める期日のうち割引申込により指定された連続する3日間における(4)③に定める区間の往復通行及び(4)②に定める区間の全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車種	料金の合計額
軽自動車等	3,500円
普通車	4,000円

(3) 実施する期間

平成20年9月5日から平成20年12月8日までの間における金曜日乃至月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日。

(4) 適用区間

① 出発地及び到着地

高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の福岡インターチェンジから八女インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線の佐賀大和インターチェンジから杷木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

② 周遊区間

高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線の日田インターチェンジから大分光吉インターチェンジまでの区間、高速自動車国道東九州自動車道の大分米良インターチェンジから佐伯インターチェンジまでの区間、一般国道10号(宇佐別府道路)の速見インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの区間及び一般国道10号(日出バイパス)の速見インターチェンジから日出インターチェンジまでの区間。

ただし、速見インターチェンジと日出インターチェンジ相互間の通行は除く。

③ 往路及び復路区間

①に定めるインターチェンジと②に定める区間内の各インターチェンジとの区間。

(5) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はETC前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

1. [4] SA・PAに接続するスマートIC社会実験の高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線宮島SA仮出入口インターチェンジのうち、(ハ)を次のとおり改める。

(ハ) 実施する期間

平成20年3月2日から平成20年10月31日まで

2. [3] 割引制度のうち、平成20年9月1日から

「[3] 割引制度

以下のとおり料金割引を実施する。ただし、①及び②については、[2](1)及び(3)の料金には適用せず、③については、2及び(4)の料金には適用せず、⑤については、2の料金のみ適用し、⑧については、[2](3)の料金のみ適用する。」

を

「[3] 割引制度

以下のとおり料金割引を実施する。ただし、①及び②については、[2](3)の料金には適用せず、⑤については、2の料金のみ適用し、③及び⑧については、[2](3)の料金のみ適用し、⑨については、[2](1)の料金のみ適用する。」

に改め、⑧の次に、次のとおり加える。

⑨ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

割引率は30%とする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ その他

平成20年9月2日から平成23年3月31日まで割引を適用する。

なお、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について検討したうえで、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。また、深夜割引とマイレージ割引又はETC前納割引は重複適用することとし、深夜割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

社会保険労務士名簿登録の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の規定により社会保険労務士名簿に登録した者を次のとおり公告します。

平成20年8月29日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏名	登録番号	氏名
平成20年7月15日付		11080068	星野 康史
01080030	土田 邦子	11080069	後藤 勝宏
03080005	千葉 賢	12080044	杉本 正隆
04080015	大和田隆秀	12080045	古澤 正寛
10080016	大河内延明	12080046	河北 隆
10080017	木内 伸秀	13080354	吉田 茂樹
10080018	長澤 彰	13080355	宮内 和夫
14080063	小澤 彰	13080356	村田 淳
14080064	渡邊 泰秀	13080357	大隅 隆行
14080065	堀江 由佳	13080358	西村 武
15080020	高橋 礼子	13080359	宮里 幸孝
24080012	中石 圭	13080360	北澤 拓也
25080009	中山 典久	13080361	小川 晶子
28080055	三枝 正一	13080362	石田 敏雄
28080056	谷河 陽平	13080363	木谷 典子
40080049	坂口 昌由	13080364	橋本 眞澄
40080050	水俣 健	13080365	守屋 大
40080051	原田 忠敏	13080366	堀 淑乃
40080052	安恒 巧高	13080367	葛宮 周一
40080053	今村章一郎	13080368	奥墨由美子
40080054	嶋津 貴嗣	13080369	田中 修二
42080012	藤尾 英司	13080370	玉村真理子
43080012	高村 睦夫	13080371	五十嵐希美
45080008	柴作 幸枝	13080372	今井加代子
46080011	前田 智宏	13080373	中山 啓子
平成20年8月1日付		14080066	岸野 佳子
01080031	矢野ひろ美	14080067	八住 達彦
06080004	今野佳世子	14080068	井上有美香
09080012	鈴木 一敬	15080021	上野 國衛
10080019	眞塩 貴之	18080004	藤井 理徳
11080061	鈴木 健志	18080005	加藤 昭吉
11080062	本名 周二	21080020	祢冨 利美
11080063	大串 良子	22080042	柴山由里恵
11080064	木村 直樹	22080043	松永 康裕
11080065	川村 佳宏	22080044	石井 克司
11080066	早川 実	22080045	小田 瑞穂
11080067	諏訪 学		

22080046	谷口 幹也	27080157	小野雄一郎
22080047	鈴木 貴恵	27080158	白波瀬隼人
22080048	八木 良和	27080159	那須 恵子
23080083	柴原 明敏	27080160	赤沼 博之
23080084	黒田富貴子	27080161	佐藤 和正
23080085	田中 まり	27080162	石井 孝浩
23080086	叶内 剛史	27080163	井垣 康文
23080087	細谷 清志	28080057	鶴谷 卓也
26080032	佐々木 奈津子	29080008	城 佳子
27080152	大川 徳子	29080009	穂阪 啓之
27080153	高山 和男	34080027	関本 健二
27080154	山中 基夫	37080008	久米 克昌
27080155	佐藤 文香	43080013	小柳 陽子
27080156	宮田亜紀子	45080009	税所 知子

社会保険労務士名簿登録の抹消公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の規定により社会保険労務士の登録を抹消した者を次のとおり公告します。

平成20年8月29日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏名	事由
3920008	佐藤 孝之	死亡
4980002	八島利恵子	自己都合
6070004	佐藤啓一郎	"
7930015	佐藤 淳子	"
10030001	河村 倫明	"
13020390	吉田 元	"
13030315	藤澤 匡章	"
13030416	吉永 潔弘	"
13040533	松原 誠	"
13070484	岡田 順子	"
13821049	板谷 芳人	"
13830310	田所 茂	"
13830484	星野 雅子	"
13830558	安東 敏征	死亡
13880098	上野 敏郎	自己都合
13890005	永井 宏子	"
14080054	菅 弘一	"
14900064	近藤 光代	死亡
15820130	春日 忠一	自己都合
17820106	平田 金造	死亡
19830014	丸山 芳文	自己都合
21820063	丸山 和夫	死亡
22820292	松原 和夫	自己都合
23000050	高橋みゆき	死亡

23820344	田村 璋爾	"
23830666	谷口 泰久	"
27000122	中村 行宏	自己都合
27010205	澤田 貴子	"
27020068	岸本ひろみ	死亡
27060185	上村 吉輝	自己都合
27070227	岡 敬二	"
27820848	山田 耕平	"
27940036	眞田 敏弘	"
30040010	山本 英吾	"
30820058	永長 敏昭	"
34050020	大喜多瑞枝	"
35820087	森谷 一哉	"
35830138	佐内 仁	"
40060043	篠崎 浩二	"
40820103	三原 陽一	"
40900028	轟 齊雄	死亡

社会保険労務士名簿への紛争解決手続代理業務の付記の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の5の規定により社会保険労務士名簿に紛争解決手続代理業務の付記をした者を次のとおり公告します。

平成20年8月29日

全国社会保険労務士会連合会

指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況に関する公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の11第6項の規定に基づき、平成19年8月から平成20年7月までの間における本人確認情報の提供状況を次のとおり公示します。

平成20年8月29日

財団法人地方自治情報センター理事長 小室 裕一

提供先	事務	提供年月	提供件数	提供方法
内閣府	特定非営利活動促進法による同法第10条第1項の認証、同法第23条第2項の届出又は同法第34条第3項の認証に関する事務	平成19年8月	66	即時提供
		9月	50	即時提供
		10月	61	即時提供
		11月	39	即時提供
		12月	38	即時提供
		平成20年1月	23	即時提供
		2月	63	即時提供
		3月	29	即時提供
		4月	37	即時提供
		5月	45	即時提供
		6月	26	即時提供
		7月	25	即時提供

総務省	恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務	平成19年 8月	9,240	即時提供
		9月	5,116	即時提供
		9月	1,061,095	磁気媒体
		10月	6,985	即時提供
		11月	7,070	即時提供
		11月	1,048,636	磁気媒体
		12月	6,827	即時提供
		平成20年 1月	9,080	即時提供
		2月	8,230	即時提供
		3月	7,276	即時提供
		3月	1,024,390	磁気媒体
		4月	7,418	即時提供
		5月	8,090	即時提供
		6月	6,175	即時提供
		6月	1,003,798	磁気媒体
7月	7,117	即時提供		
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務	平成19年 9月	2,524,218	電気通信回線
		11月	2,530,245	電気通信回線
		平成20年 1月	2,579,177	電気通信回線
		3月	2,625,361	電気通信回線
		5月	2,576,522	電気通信回線
		6月	764,279	電気通信回線
		7月	3,969	即時提供
		7月	2,538,071	電気通信回線
地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務	平成19年 8月	43	即時提供
		8月	89,253	電気通信回線
		9月	22	即時提供
		9月	3,929	電気通信回線
		10月	65	即時提供
		11月	71	即時提供
		11月	93,641	電気通信回線
		12月	18	即時提供
		平成20年 1月	86	即時提供
		1月	37,058	電気通信回線
		2月	26	即時提供
		2月	93,235	電気通信回線
		3月	34	即時提供
4月	50	即時提供		
5月	61	即時提供		
5月	92,957	電気通信回線		
6月	36	即時提供		
7月	194	即時提供		

地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務	平成19年 8月	6	即時提供
		9月	55	即時提供
		10月	8	即時提供
		11月	55	即時提供
		平成20年 1月	61	即時提供
		2月	67	即時提供
		3月	587	即時提供
総務省	電気通信事業法による同法第9条の登録、同法第13条第4項の届出、同法第46条第3項（同法第72条第2項において準用する場合を含む。）の交付、同法第117条第1項の認定又は同法第122条第5項の届出に関する事務	平成19年 8月	53	即時提供
		8月	1,238	電気通信回線
		9月	35	即時提供
		9月	833	電気通信回線
		10月	17	即時提供
		10月	433	電気通信回線
		11月	1	即時提供
		11月	63	電気通信回線
		12月	4	即時提供
		12月	715	電気通信回線
		平成20年 1月	99	即時提供
		1月	1,705	電気通信回線
		2月	35	即時提供
		2月	901	電気通信回線
3月	24	即時提供		
3月	513	電気通信回線		
4月	88	電気通信回線		
5月	2	即時提供		
5月	79	電気通信回線		
6月	45	即時提供		
6月	1,163	電気通信回線		
7月	33	即時提供		
7月	1,339	電気通信回線		
総務省	日本電信電話株式会社等に関する法律による同法第10条第2項の認可に関する事務	平成20年 5月	14	即時提供
総務省	電波法による同法第4条の免許、同法第8条第1項の予備免許、同法第24条の6第2項（同法第24条の13第2項において準用する場合を含む。）の届出、同法第27条の18第1項の登録、同法第37条の検定、同法第41条第1項の免許又は同法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明に関する事務	平成19年 8月	792	即時提供
		8月	1,238	電気通信回線
		9月	690	即時提供
		9月	1,266	電気通信回線
		10月	953	即時提供
		10月	977	電気通信回線
		11月	863	即時提供
		11月	1,218	電気通信回線
		12月	950	即時提供
		12月	761	電気通信回線

		平成20年 1月	596	即時提供
		1月	503	電気通信回線
		2月	1,072	即時提供
		2月	985	電気通信回線
		3月	972	即時提供
		3月	1,580	電気通信回線
		4月	944	即時提供
		4月	1,644	電気通信回線
		5月	967	即時提供
		5月	945	電気通信回線
		6月	869	即時提供
		6月	808	電気通信回線
		7月	934	即時提供
		7月	1,863	電気通信回線
法務省	司法試験法による司法試験の実施に関する事務	平成19年 8月	1,008	即時提供
		9月	873	即時提供
	不動産登記法による不動産の表題登記(同法第2条第20号に規定する表題登記をいう。)表題部所有者(同条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。)の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記又は登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記に関する事務	平成20年 1月	963	即時提供
		2月	891	即時提供
		2月	7,407	電気通信回線
		3月	912	即時提供
		3月	104	電気通信回線
		4月	990	即時提供
		5月	1,090	即時提供
		6月	1,015	即時提供
		7月	1,020	即時提供
		後見登記等に関する法律による同法第7条又は第8条の登記に関する事務	平成19年 8月	2,566
	9月		1,789	即時提供
国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務	9月	1,123,058	磁気媒体
		10月	3,823	即時提供
		11月	4,425	即時提供
		11月	1,128,943	磁気媒体
		12月	3,346	即時提供
	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金である給付の支給に関する事務	平成20年 1月	2,802	即時提供
		1月	1,132,997	磁気媒体
		2月	3,024	即時提供
		3月	3,084	即時提供
		3月	1,139,546	磁気媒体

		4月	3,867	即時提供
		4月	3,299	磁気媒体
		5月	3,541	即時提供
		5月	1,148,135	磁気媒体
		6月	5,211	即時提供
		6月	3,457	磁気媒体
		7月	3,095	即時提供
		7月	1,159,781	磁気媒体
厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第32条第2項に規定する存続組合又は同法附則第48条第1項に規定する指定基金	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第32条第2項第1号又は第3号に規定する年金である給付(当該給付に相当するものとして支給されるものを含む。)に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務	平成19年 8月	156	即時提供
		9月	107	即時提供
		9月	155,170	電気通信回線
		9月	4,144	磁気媒体
		10月	236	即時提供
		11月	168	即時提供
		11月	158,938	電気通信回線
		11月	4,183	磁気媒体
		12月	234	即時提供
		平成20年 1月	161	即時提供
		1月	162,237	電気通信回線
		1月	4,214	磁気媒体
		2月	220	即時提供
		3月	136	即時提供
		3月	166,223	電気通信回線
		3月	4,242	磁気媒体
		4月	230	即時提供
		5月	143	即時提供
		5月	170,433	電気通信回線
		5月	4,286	磁気媒体
		6月	164	即時提供
		7月	154	即時提供
		7月	173,684	電気通信回線
7月	4,330	磁気媒体		
財務省	関税法による同法第24条第2項の許可に関する事務	平成19年 8月	2	即時提供
		10月	4	即時提供
		11月	2	即時提供
		平成20年 1月	12	即時提供
		2月	17	即時提供
		3月	59	即時提供
		4月	34	即時提供
		5月	8	即時提供
		6月	10	即時提供
		7月	6	即時提供

日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務	平成19年 8月	7	即時提供
		9月	336	即時提供
		9月	311,027	電気通信回線
		10月	23	即時提供
		11月	10	即時提供
		11月	312,840	電気通信回線
		12月	9	即時提供
		平成20年 1月	12	即時提供
		1月	315,819	電気通信回線
		2月	10	即時提供
		3月	29	即時提供
		3月	318,034	電気通信回線
		4月	19	即時提供
		4月	10,340	電気通信回線
		5月	69	即時提供
		5月	321,199	電気通信回線
		6月	60	即時提供
6月	2,976	電気通信回線		
7月	35	即時提供		
7月	323,934	電気通信回線		
文部科学省	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律による同法第35条第2項から第4項までの交付に関する事務	平成19年 8月	3	即時提供
		9月	2	即時提供
		10月	6	即時提供
		11月	15	即時提供
		12月	5	即時提供
		平成20年 1月	10	即時提供
		2月	13	即時提供
		3月	16	即時提供
4月	1	即時提供		
5月	12	即時提供		
6月	8	即時提供		
7月	3	即時提供		
社会保険庁	健康保険法による政府が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は同法第126条第2項の交付に関する事務	平成19年 8月	69,786	即時提供
		8月	110,652	磁気媒体
		9月	45,180	即時提供
		9月	6,839,814	磁気媒体
		10月	57,357	即時提供
	船員保険法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務	10月	109,121	磁気媒体
		11月	56,725	即時提供
		11月	6,933,757	磁気媒体

厚生年金保険法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項又は第7項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務	12月	51,785	即時提供
		12月	98,889	磁気媒体
		平成20年 1月	58,794	即時提供
		1月	7,373,054	磁気媒体
		2月	62,647	即時提供
		2月	671,805	磁気媒体
		3月	63,533	即時提供
		3月	30,630,267	磁気媒体
		4月	61,912	即時提供
		4月	108,044	磁気媒体
		5月	58,504	即時提供
		5月	9,361,510	磁気媒体
		6月	57,162	即時提供
		6月	1,699,411	磁気媒体
		7月	60,781	即時提供
		7月	7,476,942	磁気媒体
		厚生労働省	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第13条第3項の一時金の支給に関する事務	平成19年 8月
9月	38			即時提供
9月	45,229			電気通信回線
10月	47			即時提供
10月	1,141			電気通信回線
11月	51			即時提供
11月	44,426			電気通信回線
12月	986			即時提供
戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する事務	12月		21,934	電気通信回線
	平成20年 1月		189	即時提供
	1月		1,114	電気通信回線
	2月		1,113	即時提供
	3月		38	即時提供
	3月		43,037	電気通信回線
	4月		60	即時提供
	4月		1,077	電気通信回線
	5月		94	即時提供
6月	84	即時提供		
6月	41,672	電気通信回線		
7月	63	即時提供		
7月	1,055	電気通信回線		

農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する事務	平成19年9月	359,184	磁気媒体	
		11月	359,791	磁気媒体	
		平成20年1月	361,976	磁気媒体	
		3月	363,662	磁気媒体	
		5月	365,059	磁気媒体	
		7月	367,326	磁気媒体	
国土交通省	建設業法による建設業の許可に関する事務	平成19年8月	1	即時提供	
		9月	2	即時提供	
建設業法第27条の2第1項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務	平成19年9月	6,976	磁気媒体	
		平成20年4月	22,402	磁気媒体	
		5月	9,513	磁気媒体	
		6月	14,228	磁気媒体	
建設業法第27条の19第1項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務	平成19年8月	7,936	即時提供	
		9月	6,853	即時提供	
		10月	8,433	即時提供	
		11月	8,219	即時提供	
		12月	6,235	即時提供	
		平成20年1月	9,391	即時提供	
		2月	11,205	即時提供	
		3月	14,485	即時提供	
		4月	15,893	即時提供	
		5月	16,554	即時提供	
		6月	16,369	即時提供	
		7月	12,613	即時提供	
		国土交通省	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許に関する事務	平成19年8月	33
9月	20			即時提供	
10月	106			即時提供	
マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第44条第1項若しくは第3項又は第59条第1項の登録に関する事務	11月		312	即時提供	
	12月		340	即時提供	
	平成20年1月		60	即時提供	
	2月		372	即時提供	
	3月		122	即時提供	
不動産の鑑定評価に関する法律による同法第3条の不動産鑑定士試験の実施、同法第15条若しくは第18条の登録、同法第19条第1項の届出又は同法第22条第1項若しくは第3項、第26条第1項若しくは第27条第1項の登録に関する事務	4月		394	即時提供	
	5月		387	即時提供	
	6月		156	即時提供	
	7月		52	即時提供	
	船舶法による同法第5条の2第1項の検認又は同法第15条の仮船舶国籍証書に関する事務				
航空法による同法第5条の新規登録、同法第7条の変更登録、同法第7条の2の移転登					

	録、同法第8条の抹消登録、同法第22条の航空従事者技能証明、同法第31条第1項の航空身体検査証明又は同法第35条第1項第1号の許可に関する事務			
気象庁	気象業務法による同法第17条第1項の許可又は同法第24条の20の登録に関する事務	平成19年8月	3	即時提供
		9月	6	即時提供
		10月	184	即時提供
		11月	11	即時提供
		12月	5	即時提供
		平成20年1月	2	即時提供
		2月	4	即時提供
		3月	163	即時提供
		4月	18	即時提供
		5月	7	即時提供
		6月	5	即時提供
		7月	5	即時提供
独立行政法人 環境再生保全機構	石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第3条の救済給付の支給又は同法第4条第1項若しくは第22条第1項の認定に関する事務	平成19年8月	9	即時提供
		8月	613	電気通信回線
		9月	13	即時提供
		9月	63	電気通信回線
		10月	5	即時提供
		10月	1,248	電気通信回線
		11月	12	即時提供
		11月	60	電気通信回線
		12月	8	即時提供
		12月	1,726	電気通信回線
		平成20年1月	10	即時提供
		1月	126	電気通信回線
		2月	14	即時提供
		2月	532	電気通信回線
		3月	4	即時提供
		3月	125	電気通信回線
		4月	4	即時提供
4月	842	電気通信回線		
5月	9	即時提供		
5月	115	電気通信回線		
6月	11	即時提供		
6月	979	電気通信回線		
7月	9	即時提供		
7月	121	電気通信回線		
提供件数合計		105,342,746 件		

(注) 提供方法欄の「磁気媒体」とあるのは、「磁気媒体による一括提供」であり、「電気通信回線」とあるのは、「電気通信回線による一括提供」である。